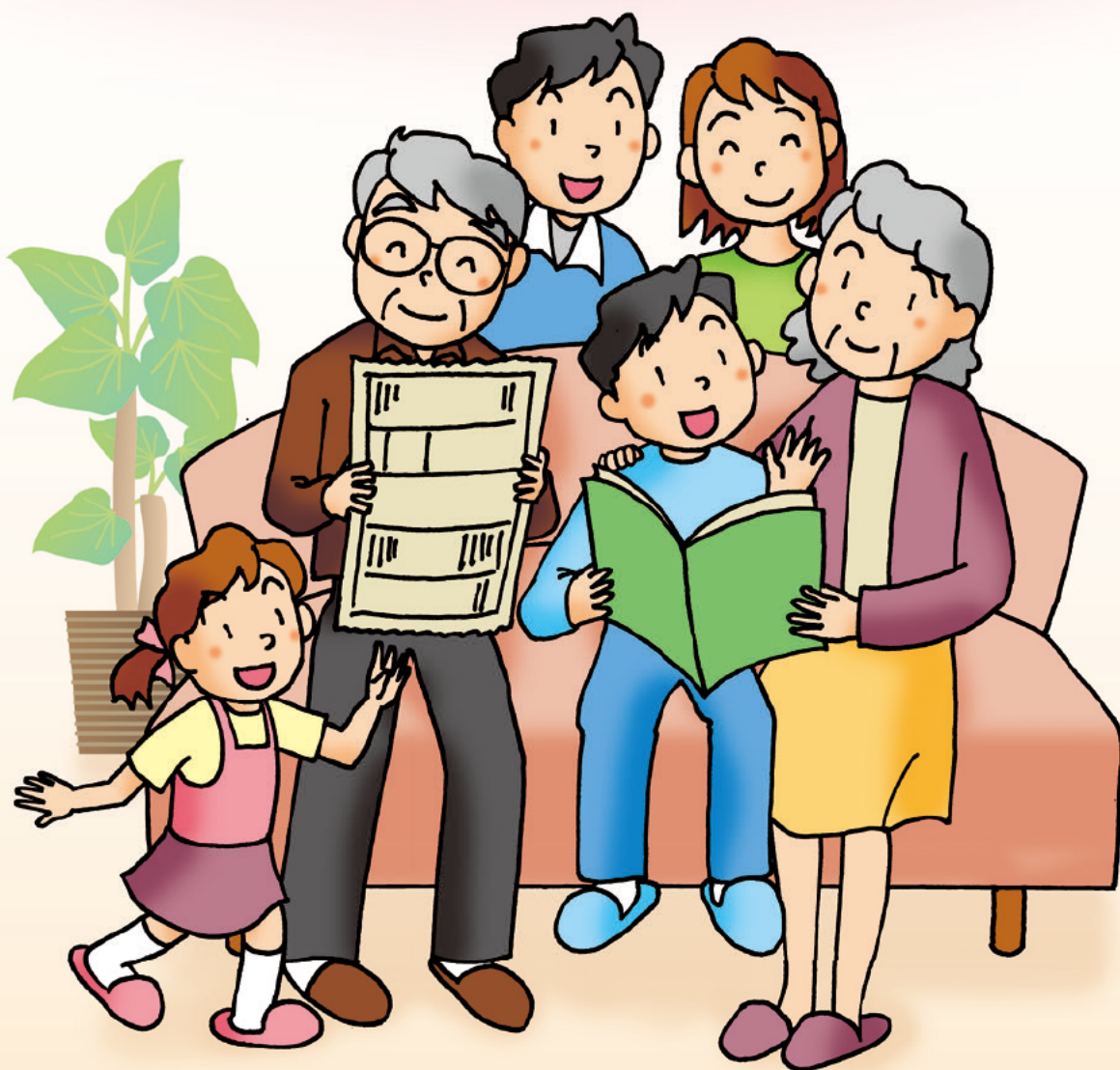


平成27年10月から
被用者年金制度が
一元化されます

私たちの
年金が
変わります



目 次

I 平成27年10月から被用者年金制度が一元化されます

公務員等も厚生年金に加入し、共済年金は厚生年金に統一されます ……	2
制度的な差異については、基本的に厚生年金にそろえて解消されます ……	4
保険料率は段階的に厚生年金に統一されます ……	10
保険料(掛金)や年金額の算定基準が標準報酬になります ……	12

II 年金払い退職給付が創設されます

共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として 「年金払い退職給付」が創設されます ……	20
共済組合の役割 ……	24

I

平成27年10月から被用者年金制度が一元化されます

公務員等も厚生年金に加入し、
共済年金は厚生年金に統一されます



公的年金制度のうち、民間企業や官公庁等に勤めている人が加入する年金制度を被用者年金制度といいます。この被用者年金制度は、大きく次の2つに分かれます。

- ① 厚生年金保険制度：民間企業に勤務する人が加入する。
- ② 共済年金制度：国家公務員や地方公務員、私立学校の教職員が加入する。

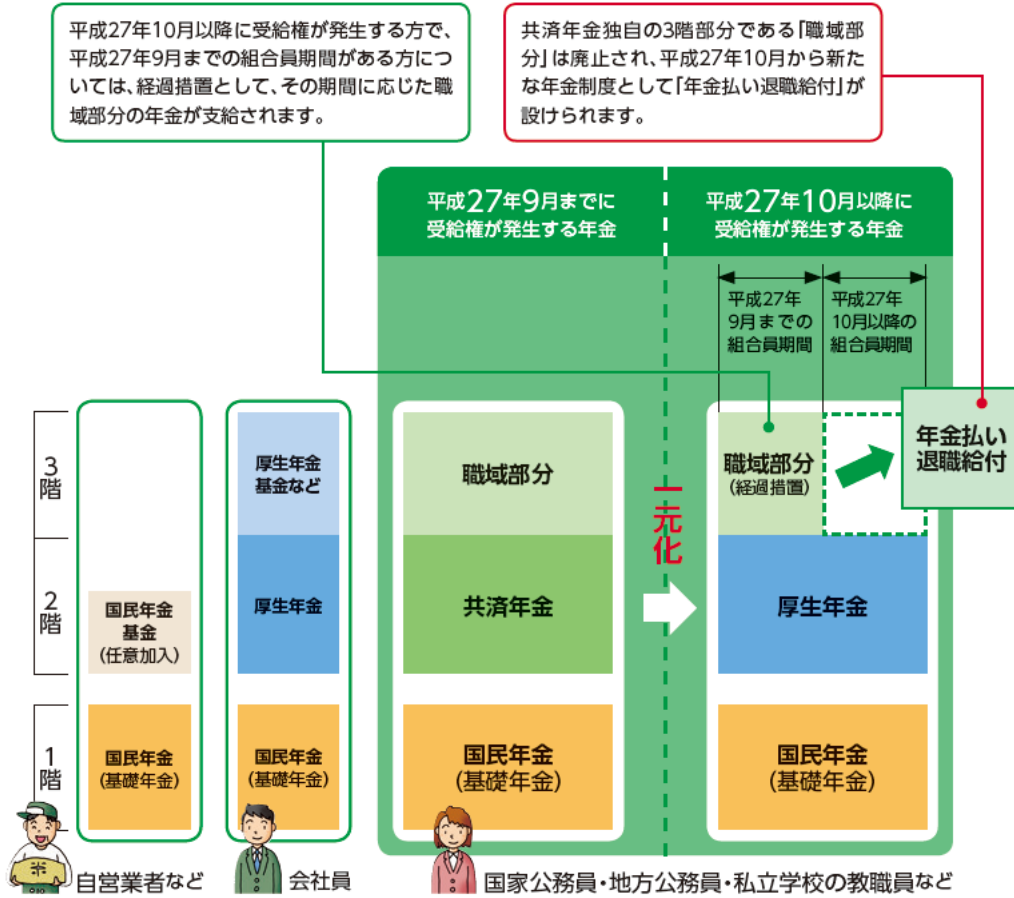
被用者年金制度の一元化は、この「共済年金制度」を「厚生年金保険制度」に統一することをいいます。

今後の少子・高齢化の一層の進行等に備え、将来に向けた年金制度の安定性を高めるとともに公平な仕組みを確保するため、平成27年10月から一元化されることになりました。

一元化後は、地方公務員も厚生年金保険に加入することになり、給与から控除される保険料（掛金）の算定方法や年金の給付内容等が、厚生年金保険に合わせて変更されます。

図表1 現在の公的年金制度と被用者年金一元化後の公的年金制度

● 公的年金制度の体系



一元化 Q & A

Q 私の年金は老齢厚生年金になるのですか？

A 年金を受給する権利がいつ発生するかによって異なります。

一元化前(平成27年9月30日以前)に年金の受給権が発生する場合は「退職共済年金」、一元化後(平成27年10月1日以後)に年金の受給権が発生する場合は「老齢厚生年金」となります。

特別支給の年金を受給する権利は65歳で消滅し、新たに本来支給の年金を受給する権利が65歳から発生します。

生年月日	支給開始年齢から65歳未満	65歳以上
① 昭和25年10月2日～昭和29年10月1日	特別支給の退職共済年金	本来支給の老齢厚生年金
② 昭和29年10月2日～昭和36年4月1日	特別支給の老齢厚生年金	本来支給の老齢厚生年金
③ 昭和36年4月2日～	—	本来支給の老齢厚生年金

※支給開始年齢は生年月日によって異なります。(P9 参照)
また、退職共済年金・老齢厚生年金を受給するためには、一定の組合員期間を有している等の要件を満たす必要があります。

Q 職域部分が廃止になると聞きましたが、職域部分の年金はもらえなくなるのですか？

A 平成27年9月までの組合員期間がある方については、経過措置として、その期間に応じた職域部分の年金が支給されます。